

学区外通学の基準及び必要書類等一覧

区分	許可基準	事由（※通学に支障のないときに限る。）	対象者	期間	添付書類等
1	住宅の建替え	住宅の建替えにより一時的に他学区に住所を移転し、建替え終了後に元の学区に戻る予定で、その間従前の学区の学校を希望する場合	全学年	住宅の完成まで	建築確認申請書 又は売買契約書 等の写し
2	転居予定	住所の移転が確定していて、事前に転居予定先の学区の学校を希望する場合	全学年	転居の日まで	建築確認申請書、 売買契約書 又は賃貸借契約書 等の写し
3	途中転居	学期途中で住所が移転した後も、従前の学校へ引き続き就学を希望する場合	全学年	申請年度の学年末まで	
4	留守家庭	住所地において児童生徒の下校時に自宅に不在である等の理由で、祖父母の家、父母の勤務先等のある校区の学校を希望する場合	全学年	申請年度の学年末まで ※更新は可能	(1) 児童預かり確認書、 (2) 就労証明書等
5	住民票のみの異動	住民票が居所にない場合	全学年	申請事由が消滅するまで	(3) 居住証明書
6	教育上の配慮	いじめ、不登校等の理由により、教育委員会が、児童生徒の教育上、学区外通学が適当であると認める場合	全学年	申請事由が消滅するまで	保護者の申出書、 学校長の意見書 等
7	部活動への配慮	入部の意志を強く持っている部活動が学区の中学校に存在しないため、当該部活動が存在する中学校への入学を希望する場合	原則、翌年度に町立中学校に入学予定の児童	卒業まで	(4) 保護者の申出書、小学校長の意見書等

8	その他特別な 事情	上記のほか、教育委員会が特に学区 外通学が適当であると認める場合	全学年	申請事由が 消滅するま で	保護者の申出書 その他必要な書 類
---	--------------	-------------------------------------	-----	---------------------	-------------------------